

京都大学	博士(文学)	氏名	Sylwia STANIAK
論文題目	Subjectivity in Japanese conventionalised conditional constructions expressing the meaning of hope, advice, permission, prohibition and obligation. (日本語の願望、助言、認可、禁止、義務を表す条件構文における主観性)		
(論文内容の要旨) 日本語では、願望・助言・許可・禁止・義務などのモーダルの意味を次の（１）～（３）のように条件構文で表すことができる。 （１） 予約しなければならない。 （２） （顔色が悪いですね。） 少し休んだらいいですよ。 （３） 明日晴ればいいな。 Akatsuka (1992) の分析によると以上の全ての発話は、同様な条件構文の構造に基づいている。すなわち、前件で表している事態(「予約する」・「少し休む」・「明日が晴れる」) に対して、後件で話者の「イイ」や「ヨクナイ」という態度が文法化されたものである。 しかし、（４）～（６）のように後件が明示的に表れない願望・助言・義務の意を表す構文もしばしば見受けられる。以下の例文を見よう。 （４） 予約しないと。 （５） （顔色が悪いね。） 少し休んだら？ （６） 明日晴れたらな。 Akatsuka の分析には、このような話者の態度が明確に表れない表現が扱われていないため、問題点が生じる。更に、Fujii (2004) は、Akatsuka の分析を生かして上の（４）～（６）のような(省略) 表現の分析を行う。Fujii は、Fillmore の構文文法の枠組みに基づいて、「予約しなければいけない」と「予約しなければ」のような二つの表現が同じ構造を持っているため、両者は同じ意味を表すと論じている。しかし、このような表現において以下の意味の違いが見られる。 （７ a） （未婚の３０代の女性：） 結婚しなければ。 （７ b） （１年前結婚した女性。 世界一周旅行旅行しようとした友達に対して：） （去年）結婚しなければ。			

以上の(7 a)と(7 b)は同じ表現であるのに、(7 a)の発話は、「結婚しないといけない・結婚した方がいい」というふうに解釈され、(7 b)の発話は、「結婚しなければ、一緒に行けたけど」というふうに解釈される。そのため Fujii の分析も問題点があると考えられる。

本研究では、このような条件構文に基づいた表現のより包括的な分析を行う。研究の対象は以下の表現である。

- ① 「～たらいい」、「～ればいい」、「～といい」、「～たらどう?」、「ればいいんじゃない?」、「～たらなあ」、「ればなあ」、「～となあ」、「～たら?」
- ② 「～てもいい」、「～なくてもいい」、「～てはいけない」
- ③ 「～なければいけない」、「～ないといけない」、「～なくてはならない」、「～なければ」、「～ないと」、「～なくては」、「～なきゃ」、「～なくちゃ」

以上のような表現においては、願望や助言という発話行為とされている解釈を受けるものもあれば、許可・禁止・義務という(ルート)モダリティ(root modality)とされている解釈を受けるものもある。そのため本論文では先ず、モダリティと発話行為という言語学における分野を紹介し、西洋のモダリティの研究と日本のモダリティの研究における相違点を指摘する。日本におけるモダリティの研究は、鈴木胤の『言語四種論』から山田孝雄の陳述論へ遡り、言語表現の主観性を強調する研究に強く影響されていることを概観している。

更に、モダリティと発話行為の関係を考慮して、願望・助言などの発話行為を表すためには、話者の積極的な判断が重要であるのに対し、禁止・義務の意味には話者の態度は影響を与えないということを確認した。すなわち、願望・助言を表す表現はテンス・否定・疑問法のスコープの中で使うことができず、これらの表現は主観的であるといえる。一方、許可・禁止・義務を表す表現は客観的であると言える。また、義務の意味を与える要素を決めるため、条件構文の前件に使われる接続助詞の分析を行った。これにより、願望・助言表現においては個別事態間の時間的依存関係を表す「たら」接続助詞が使われているが、義務を表す表現では、強い因果関係を表す接続助詞しか使われていないことが明らかになった。よって、希望・助言表現の意味は話者態度によって構成され、義務の意味は因果関係によって構成されていると仮定できる。

推論に基づいているとされる関連性理論の枠組みに基づいて、聞き手は、「～たらいい」、「～ればいい」、「～といい」、「～たら?」、「～てはいけない」、「～なければいけない」という表現から話者の意志についてどのように推論するかを説明する。分析の結果は以下のようにまとめられる。

1. 願望・助言表現における「イイ」のような積極的な意味を表す言葉がなければ、聞き手はイントネーションによって表された情報に基づいて推論するということを指摘する。すなわち、例えば「少しやすんだら？」という助言を表すためには、適切な疑問法のイントネーションと共に発言しなければ、不自然である。なお、願望を表す上昇のイントネーションは終助詞と共にしか現れないため「明日晴れたらなあ」という表現を終助詞「なあ」なしに発言すると不自然である。

2. 強い因果関係に基づいた禁止表現・義務表現に起因する推論において、否定の有無が大きな影響を及ぼすため、前件に否定が含まれていない「してはいけない」のような禁止の表現は「しては」のような省略された形で現れない。

3. (7 a、b) の「結婚しなければ」という発話の解釈において聞き手が「結婚しない」という行為の結果について推論する。(7 a) のようにまだ結婚していない人がこの先も「結婚しない」のであれば望ましくない結果になるという推論ができる。一方、(7 b) の場合、話者は既に結婚しているため、聞き手は相手がこの先も「結婚しない」とどうなるかという結果について推論するのではなく、「過去に結婚しなければ」という状況の結果について推論する。

更に、本論文では因果関係を表す「レバ」接続詞が含まれている表現は、「タラ」接続助詞が含まれている表現より、強い助言を表すと、客観性のより高い助言表現ということに注目している。一方、「～なければ」、「～ないと」、「～なくちゃ」、「～なきゃ」のような後件が省略された義務を表す表現は、願望・助言表現と同様にテンス・否定・疑問法のスコープの中で使えないため、主観的であると主張する。許可・禁止の表現を主観的に表すこともできる。許可の主観的な表現は「いいよ」、禁止の主観的な表し方は「ダメだ！」である。

本研究では、日本語における願望・助言・許可・禁止・義務を表す表現には連続的な主観性度の違いが見られることを明らかにした。すなわち、モダリティと発話内行為というものは、離散的なカテゴリーではなく、両者の間には主観性度の低いものから主観性度の高いものまでが連続的に存在していると考えられる。このような見方は、一般言語研究やコミュニケーション研究における主観性に関する研究を促進すると考えられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は日本語のモーダル表現について論じたものであり、本文は英文で書かれている。現代日本語では、義務、許可・禁止、助言・願望、後悔、などのモーダルの意味を条件構文で表すことができる。

1. 義務「～なければいけない」、「～ないといけない」、「～なくてはならない」
2. 許可・禁止「～てもいい」、「～なくてもいい」、「～てはいけない」
3. 助言・願望・後悔「～たらいい」、「～ればいい」、「～といい」、「～たらどう?」、「～ればいいんじゃない?」「～たらいいな」「～ればいいな」「～たらよかったな」

これらの表現では英語の *must* や *may* のように、条件文のどの部分かがモーダルの意味を表すわけではなく、条件構文全体でモーダルの意味を表している。これまでの多くの研究ではこれらの表現は慣用句とされ、内部構造を分析されることはなかった。論者は本論文において、これらの条件文によるモーダル表現は、いわゆる慣用句ではなく、その構成要素にある程度の自由度を持ち、さまざまなモーダルの意味は文脈から推論により得られることを論証した。

論者は上で挙げた条件文によるモーダルは大きく分けて、願望や助言のような発話内行為(illocutionary act)を表すとする解釈を受けるものと、義務、許可・禁止のようなルートモーダル(root modal)を表すとされている解釈を受けるものに分けられることに注目する。

Akatsuka(1992) は、これらの文は、同様な条件構文の構造に基づいているとし、前件で表されている事態に対して、後件で話者の「いい」や「よくない」という態度を表す表現が文法化されたものであると主張している。すなわち、Akatsuka は、これを発話内行為を表すモダリティに関してもルートモダリティに関しても同様に成り立つとしている。しかし、論者は、発話内行為を表すと解釈される構文と、ルートモダリティを表すと解釈される構文を同じ類をなすと見るべきではないと主張する。話者が未来の事態を望ましいと述べることは、願望・助言という言語行為の誠実性条件を述べることであるから、Searleのいう間接発話行為を構成する。したがって、願望や助言に関しては、Akatsuka の論はなりたつが、許可・禁止・義務のようなルートモダリティに対して、事態を望ましくない、良くないとすることで、モーダルの意味を間接発話行為として導出することはできない。したがって、論者は条件構文による許可・禁止、義務のモーダルの解釈がどのようにして導出されるか独立に示さなければならないと主張する。

また、モーダルを表す条件文は、4—6のように後件が明示的に現われない構文もしばしば見受けられる。

4. 予約しなければ。
5. (顔色が悪いね。) 少し休んだら？
6. 明日晴れたらな。

Fujii(2004)は、4—6のような後件が現れない表現の分析を行っている。Fujiiは、Fillmoreの構文文法(Construction Grammar)の枠組みに基づいて、「予約しなければいけない」と「予約しなければ」のような二つの表現は同じ構造を持っているため、両者は同じ意味を表すと論じている。しかるに論者は、もし、この二つの表現が同じ構造を持っているとすれば、常に同じ意味になるはずであるが、事実是这样ではないことを指摘する。

7. a (未婚の女性：)

結婚しなければ。

7. b (前年に結婚した女性：)

(世界一周旅行をしようと誘ってくれた友達に対して：)

結婚しなければ。

7 a と 7 b は同じ表現であるのに、7 a の発話は、「結婚しなければいけない」というふうに義務として解釈され、7 b の発話は、「去年結婚さえしなければ」すなわち「結婚しなければ、一緒に行けたのだけれど」というふうに後悔として解釈される。Fujiiの分析では、このような解釈の違いは説明できないと論者は主張する。

本論文で論者は、発話の解釈はそれに到達するための推論のプロセッシングコストを最少にし、情報量を最大にするものであるとする関連性理論の枠組みを援用し、条件文から推論によりモーダルな解釈が得られることを示している。

助言・願望・後悔の解釈は、すべて後件が望ましいという意味を表す。そして、前件で表されている事態が、聞き手のコントロールできるものである場合は助言となり、そうでない場合は、願望か、後悔になる。願望は前件が未来に起こることであり、後悔は過去に起こりえたが起こらなかったことである場合である。後件が明示されない場合には、特定のイントネーションを伴わなければならないことが示されている。

条件文が義務を表す解釈は、因果関係が前提となる。つまり、「7時の電車に乗らなければ、会議に間に合わない」は、「7時の電車に乗れば、間に合う」の対偶であるが、前件が後件に時間的に先行し、原因、結果の関係にあるため、単なる必要条件ではなく、因果的な必要条件となる。ここで、後件の具体性をなくし、「ならない」などとすると、義務の表現になるというのが論者の主張である。ここで義務を表す条件文の前件は、レバ、トによって導かれ、タラ、ナラを使うことはできない。論者は、条件文の機能の分析に基づき、因果関係を表すにはタラ、ナラは使えず、レバ、トを使わな

ければならないという観察にもとづいて、タラ、ナラが義務を表す条件文に使えないことを示している。

前件が否定の条件文で、後件が明示されない場合、「7時の電車に乗らなければ」のように義務を表す解釈が可能である。しかし、論者は義務の解釈は条件文にコードされているわけではなく推論によるので、必ずしも義務の解釈となる必要がないことを示している。7bのように反事実的解釈が可能である場合は、義務とならず、後悔になる。

論者は、条件文の他のモーダル解釈に関しても、条件文本来の意味と、使用文脈、推論による明示的な解釈を与えることに成功している。このように本論文は、日本語の条件文がどのようにしてモーダルの意味解釈を与えられるのかに関して、初めて明確な説明を与えたものとして高く評価できる。

しかし、問題がないわけではない。理論的な説明装置として使われた関連性理論の利点あまり利用されているとは言えない。それよりむしろ Searle の間接言語行為に関する理論を全面的に使った方が説得力のある説明ができた可能性がある。例文の日本語、本文の英語には些細ではあるがいくつかの誤りが残っている。むろんこれらは本論文の価値を大きく減ずるものではなく、容易に訂正可能である。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2012年4月3日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。